就学相談の流れ

鎌倉市教育委員会

特別支援学校（県立支援学校、県立盲学校、県立ろう学校）、特別支援学級への就学を希望する場合は、「就学支援委員会」での判定が必要です。

通級指導教室の利用を希望する場合は、通級指導教室での面談が必要です。

それぞれ申し込み時期が異なりますので、ご注意ください。

（1）　特別支援学校（支援学校、盲学校、ろう学校）、特別支援学級への就学を希望する場合

→ **5月・6月中に就学相談をお申し込みください。**

①　鎌倉市教育委員会学校教育課に、

「就学相談申込書」（様式1）を提出　または　学校教育課に電話で申し込み

「就学相談申込書」（様式１）に必要事項を記入し、学校教育課の窓口まで提出してください。または、学校教育課（61-3812）にお電話で申し込んでください。

申し込まれた方には、学校教育課担当者から電話にて面談日程調整のご連絡をいたします。

②　第１回就学相談（面談）

教育委員会で、保護者と担当者で面談を行います。（お子さんの面談はしません。）

お子さんの現在の発達状況、ご家庭の教育方針などについて、詳しく伺います。

※鎌倉市教育委員会：鎌倉市御成町 18-10（第4分庁舎 2階）

③　特別支援学級見学（6～7月）

指定学区の小学校の特別支援学級の見学ができます。

②の面談時に見学の申し込みができます。

※特別支援学級担当の先生に、個別の相談をすることはできません。

※学区以外の小学校の見学をすることはできません。

④　第1回・第2回 就学支援委員会（第1回7月・第2回8月）いずれかに参加

就学支援委員会でお子さんの様子を観察します。
委員が集団や個別で遊ぶお子さんの姿を観察し、保護者に就学についてのご意見などを伺います。
その後、委員のみで会議を開き、それぞれのお子さんの就学について検討します。

令和８年度（2026 年度）
第１回　７月　９日（木）午後　福祉センター
第２回　８月 20 日（木）午後　福祉センター

⑤　幼稚園・保育園等観察（9～10 月）、第2回就学相談（面談または電話）

担当者が在籍園等でのお子さんの様子を観察し、担任の先生にお話を伺います。

２回目の就学相談（面談または電話）では、第１回または２回での就学支援委員会で出された方向性をお伝えします。在籍園等の様子も参考にして、最終的な就学希望先を決定するための相談をします。

⑥　第3回就学支援委員会（10 月）

お子さんの就学先の最終的な方向性が決定されます。

最終結果は、担当より電話にてご連絡します。

特別支援学級に入級の場合には入級の手続きを進めます。
特別支援学校へ就学する場合は、県の就学相談へ進みます。

特別支援学級への就学を決定した場合

１月中旬以降にある、就学先の小学校の入学説明会（日程は鎌倉市のホームページ等で確認）に参加します。
２月～３月に特別支援学級での体験入級を行います。**体験入級**については就学先の**小学校から直接**連絡があります。

※　学区の特別支援学級への就学となります。
※　御成小学校の肢体不自由特別支援学級のように、種別により学区外の学校へ就学する場合も、就学通知では住所のある学区の学校で通知されます。
※　特別支援学級入級申込書を記入し提出すると、３月下旬に実際に就学する学校の特別支援学級への就学通知が届きます。

特別支援学校（県立養護学校、県立盲学校、県立ろう学校）へ就学する場合

⑦　特別支援学校での「教育相談」

鎌倉市就学支援委員会で、「特別支援学校就学適」の結果報告を受けた後、就学希望先の特別支援学校に、「教育相談」の申し込みをしてください。
特別支援学校の教育相談は、学校の先生と、保護者とお子さんと一緒に面談をします。

⑧　神奈川県就学支援委員会

神奈川県の就学支援委員会で、お子様の就学先について検討されます。
市の就学支援委員会で「特別支援学校就学適」の判定が出ていること、「特別支援学校での教育相談」を受けていることの両方の要件が満たされて、初めて検討対象になります（保護者・お子さんの参加は必要ありません）。

特別支援学校への就学を決定した場合

就学先の特別支援学校から、入学説明会などの案内が届きます。
入学説明会に参加し、手続きを進めます。

重要　特別支援学校への就学を希望される方

○特別支援学校の知的障害部門は県立藤沢支援学校、肢体不自由部門は県立鎌倉支援学校、視覚障害部門は県立平塚盲学校、聴覚障害部門は平塚ろう学校が指定校となります。

○特別支援学校へ就学を検討されている場合には、各校の学校説明会や学校見学へ必ず参加してください。

※説明会の日程や参加申し込み方法は各校のホームページに掲載されています。
（鎌倉市学校教育課を通しての申し込みはできません。）

（2）　通級指導教室の利用を希望する場合 → １１月頃からの就学相談の申込が始まります。

※申し込み開始については、鎌倉市のホームページ等でご案内いたします。

① 鎌倉市教育委員会学校教育課に、

「就学相談申込書」（様式１）を提出 または 学校教育課に電話で申し込み

「就学相談申込書」（様式１）に必要事項を記入し、学校教育課の窓口まで提出してください。または、学校教育課（61-3812）にお電話で申し込んでください。

申し込まれた方には、学校教育課担当者から電話にて面談日程調整のご連絡をいたします。

② 就学相談（面談）

教育委員会で**保護者と担当者**で面談を行ないます。（お子さんの面談はしません。）
お子さんの現在の発達状況をもとに、通級指導教室の利用の必要性や教育的ニーズに適した教室の種類について話し合います。
また、通級指導教室での初回面談の予約調整をします。

※鎌倉市教育委員会：鎌倉市御成町 18-10（第4分庁舎 2階）

③ 通級指導教室での初回面談

通級指導教室で、お子さんの初回面談、保護者面談を行います。

お子さんの様子からも通級利用が適切であると判断されたら、就学支援委員会で通級指導の承認を行います。
通級指導による効果や有効性が見込めない場合には、通級が認められない場合もあります。

通級指導教室の利用が決定した場合には、通級指導教室にて手続きを行い、通級開始時期や指導内容について話し合い、入学後から指導が始まります。

担当：鎌倉市教育委員会学校教育課　就学相談担当
〒248-8686　鎌倉市御成町 18-10　TEL：0467(61)3812